

いまばりし い しゃかい じょうれい あん
○今治市ともに生きる社会づくり条例(案)

れ い わ ねん がつ にち
令和●年●月●日

じょうれいだい ごう
条例第●号

わたし ねんれい せいべつ せいてきし こう せい
私たちの年齢、性別、性的指向や性

じ に ん しょう う む およ こくせき ぶんかてき
自認、障がいの有無及び国籍や文化的

はいけい こと
背景などは、それぞれ異なります。す

ひと ひとり たようせい
すべての人が一人ひとりの多様性を

そんちょう たが ひと みと あ
尊重し、互いにその人らしさを認め合

しょうがい あんしん く
い、生涯にわたって安心して暮らすこ

しゃかい いまばりし め ざ
とができる社会が、今治市の目指す

きょうせいしゃかい
共生社会です。

ほんし へいせい ねん しちょうそん
本市は、平成17年に 12 の市町村が

がっぺい あたら いまばりし たんじょう
合併し、新しい今治市として誕生しま

れいわ ねん がっぺい しゅうねん むか
した。令和 7 年に合併20周年を迎える

あら いまばり れきし きざ
にあたり、新たな今治の歴史を刻む

しゅっぱつてん いまばり
出発点として、「ふるさと今治」がこれ

ねん ねんご
からの 20年、さらには 100年後も「ず

す つづ
っと住み続けたいまち」となるよう、

わたし いちがん きょうせいしゃかい
私たちは一丸となって、共生社会の

じつげん む あゆ つづ けつ い
実現に向けて歩み続けることを決意

じょうれい せいてい
し、この条例を制定します。

もくてき (目的)

だい じょう じょうれい ひと
第 1 条 この条例は、すべての人が
ひとり たようせい そんちょう たが
一人ひとりの多様性を尊重し、互いに
ひと みと あ しょうがい
その人らしさを認め合い、生涯にわた
あんしん く しゃかい
って安心して暮らすことができる社会
じつげん もくてき
を実現することを目的とする。

ていぎ (定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう
第 2 条 この条例において、次の各号
かか ようご いぎ とうがい かくごう さだ
に掲げる用語の意義は、当該各号に定
めるところによる。

(1) ^{きょうせいしゃかい}共生社会 ^{ひと}すべての人^{ひとり}が一人
ひとりの^{たようせい}多様性^{そんちょう}を尊重し、^{たが}互いにその
^{ひと}人らしさを^{みと}認め^あ合い、^{しょうがい}生涯にわたって
^{あんしん}安心して^く暮らすことができる^{しゃかい}社会をい
う。

(2) ^{しみん}市民 ^し市内に^{ざいじゅう}在住し、^{また}又は
^し市内で^{かつどう}活動するすべての^{もの}者をいう。

(3) ^{じぎょうしゃ}事業者 ^し市内で^{じぎょうかつどう}事業活動^{おこな}を行
うすべての^{こじん}個人^{また}又は^{ほうじん}法人^たその他の^{だんたい}団体を
いう。

(4) ^{ごうりてきはいりよ}合理的配慮 ^{しみん}市民が^{にちじょうせいかつ}日常生活

また しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき
又は社会生活を営む上で障壁となる

しゃかい じぶつ せいど かんこう
ような社会における事物、制度、慣行、

かんねん た いっさい げん
観念その他一切のもののうち、現に

かいしょう ひつよう しょうへき と のぞ
解消を必要とする障壁を取り除くた

ひつよう ふ た ん かじゅう
めに必要なものであって、負担が過重

でないものをいう。

きほんりねん (基本理念)

だい じょう し しみんおよ じぎょうしゃ そうご
第3条 市、市民及び事業者は、相互

きょうりよく つぎ かか りねん
に協力しながら、次に掲げる理念

い か きほんりねん もと
(以下「基本理念」という。)に基づき、

きょうせいしゃかい じつげん め ざ
共生社会の実現を目指すものとする。

(1) すべての人^{ひと}が、それぞれの個性^{こせい}
を持つ個人^{も こじん}として尊重^{そんちょう}されること。

(2) すべての人^{ひと}が、お互い^{たが}を認め^{みと}
合い^あ、支え^{ささ}合い^あ、助け^{たす}合う^あことで、安心^{あんしん}
して生活^{せいかつ}できること。

(3) すべての人^{ひと}が、自分^{じぶん}の望む^{のぞ}形^{かたち}
で、社会^{しゃかい}のあらゆる分野^{ぶんや}における活動^{かつどう}
に参画^{さんかく}する機会^{きかい}が確保^{かくほ}されること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、

必要となる理解を市民及び事業者と

相互に深めるとともに、共生社会の

実現に向けて必要な施策を総合的かつ

計画的に実施するものとする。

（市民及び事業者の役割）

第5条 市民及び事業者は、基本理念

にのっとり、必要となる理解を相互に

深めるとともに、共生社会の実現に努

めるものとする。

きほんてきしさく
(基本的施策)

だい じょう し きょうせいしゃかい じつげん む
第6条 市は、共生社会の実現に向け

つぎ かか しさく い か きほんてきしさく
て、次に掲げる施策(以下「基本的施策」

という。)を講ずるものとする。

(1) きょうせいしゃかい まな いしき
共生社会について学び、意識

けいせい はか つぎ かか しさく
の形成を図るための次に掲げる施策

ア がっこうきょういく しゃかいきょういく た きょういく
学校教育、社会教育その他の教育

とう ば しみんおよ じぎょうしゃ
等の場において、市民及び事業者が

きょうせいしゃかい まな いしき けいせい
共生社会について学び、意識の形成を

おこな
行うこと。

イ 市民及び事業者に対して、共生

社会の実現に向けて必要な啓発及び

広報活動を行うこと。

(2) 十分な情報のやりとりを可能

にするための次に掲げる施策

ア 市の提供する情報及び市民が知

りたい情報のうち必要と認められる

ものを誰にでも分かりやすい言葉又は

伝達手段で提供すること。

イ 市民が自分の考えを相手に的確

に^{つた}伝えられるよう、^{こうきょう}公共の^ば場における

^{たよう}多様なコミュニケーション^{しゅだん}手段の^{かくほ}確保

^{しえん}を支援すること。

(3) ^{しみん}市民が^{あんぜん}安全で^{あんしん}安心した^{せいかつ}生活が

できるよう、^{たようせい}多様に^{はいりょ}配慮した^{しゃかい}社会

^{きばんしせつとう}基盤施設等^{せいび}の整備に^{つと}努めること。

(4) ^{ちいき}地域における^{きょうせいしゃかい}共生社会を^{じつげん}実現

させるための^{つぎ}次に^{かか}掲げる^{しさく}施策

ア ^{しみんおよ}市民及び^{じぎょうしゃ}事業者が^{ほんらいも}本来持ってい

^{ちから}る力を^{はっき}発揮し^{つづ}続けるため、^{きょうせいしゃかい}共生社会の

^{じつげん}実現に^し資する^{かつどう}活動を実施する^{じっし}市民及び^{しみんおよ}

じぎょうしゃ れんけいなら しえん おこな
事業者との連携並びに支援を行うこ
と。

ちいき しみんおよ じぎょうしゃそうご
イ 地域における市民及び事業者相互
しえんたいせい せいび やくわり
の支援体制を整備し、それぞれが役割
もち ささ あ ちいきかだい
を持ち、支え合いながら、地域課題の
はっけんおよ たいおう かのう ちいき
発見及び対応を可能とする地域づくり
おこな しえん つと
が行われるよう支援に努めること。

ほけん いりょう ふくし きょういく しゅうろう
ウ 保健、医療、福祉、教育、就労そ
た せいど わく こ また かくせいどかん
の他の制度の枠を超え、又は、各制度間
れんけい はか しみん たい
の連携を図りながら、市民に対して
ほうかつてき そうごうてき しえん おこな
包括的かつ総合的な支援を行うこと。

(5) ^{きょうせいしゃかい}共生社会^むに向けた^{すいしんたいせい}推進体制の

^{こうちくなら}構築^{とうがいたいせいおよ}並びに当該体制^{ぐたいてきし}及び^{さく}具体的施策の

^{ひつよう}必要^{おう}に応じた^{かいぜん}改善

2 ^し市は、^{きほんてきし}基本的施策^{さく}を通じて、^{つう}合理的^{ごうりてき}

^{はいりょ}配慮^{おこな}が行われるよう^{とりく}取組むものとする。

る。

^{ふそく}附則

^{じょうれい}この条例は、^{こうふ}公布^ひの日から^{しこう}施行する。